



**東北特殊鋼株式会社**  
TOHOKU STEEL CO.,LTD.

**開催日時** 2022年6月27日（月曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** 仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

**議案**

第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役5名選任の件
第4号議案	監査役1名選任の件
第5号議案	補欠監査役1名選任の件

#### 株主総会にご出席されない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使ください  
ますようお願い申し上げます。  
議決権行使期限：2022年6月24日（金曜日）午後5時まで

# 第123期 定時株主総会 招集ご通知

東北特殊鋼株式会社

## 目次

第123期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
(添付書類)	
事業報告……………	16
計算書類……………	32
監査報告……………	56

(証券コード 5484)  
2022年6月3日

株 主 各 位

仙台市太白区長町七丁目20番1号  
東北特殊鋼株式会社  
代表取締役社長 成瀬 真司

## 第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123期定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、適切な対応策を実施させていただいたうえで下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただくこともご検討のうえ慎重なご判断をお願い申し上げます。

なお、事前の議決権行使にあたりましては、後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時までには議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第123期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金の配当の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役5名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（4頁）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに行使してください。

(3) 書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時30分を予定しております。

〇事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokusteel.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

#### 〈ご来場される株主様へのお願い〉

- 〇株主総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- 〇ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない場合は会場へのご入場をお断りさせていただきます。
- 〇感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある方、妊娠されている方は特に慎重なご判断をお願いいたします。
- 〇当日、体調がすぐれない方、特に発熱されている株主様は出席をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 〇入場時に体温を計測させていただき、発熱が認められる場合や体調不良と思われる方はご入場をお断りさせていただきます場合がございます。また、入場時のアルコール消毒液による手指消毒のお願いや、場内の座席間隔の確保等、感染予防措置を行う予定となっておりますので、あらかじめご了承ください。
- 〇出席役員および運営スタッフはマスク等を着用のご対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

---

2022年6月27日(月曜日)  
午前10時  
(受付開始：午前9時30分)




**書面(郵送)で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

---

2022年6月24日(金曜日)  
午後5時到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

---

2022年6月24日(金曜日)  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

(可成り)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第1、2、4、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

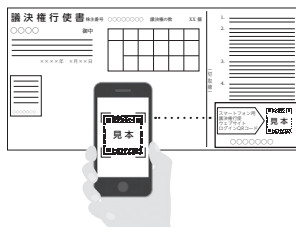
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱います。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

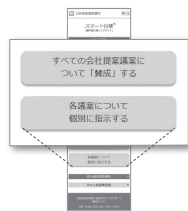
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

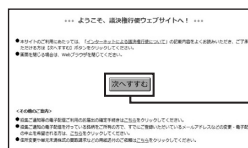
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金13円 総額97,876,077円  
(これにより中間配当を含めました年間配当金は、1株につき26円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第19条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第19条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は、変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第19条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p>
(新 設)	<p><u>第1条 定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第19条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



### 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員（5名）は、任期満了となります。また野仲博之氏は任期満了に伴い退任いたします。

つきましては、新任1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>なる せ しん し 成 瀬 真 司 (1958年9月22日) [再任]</p>	<p>1982年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2005年10月 同社鋼材事業部鋼材営業部長 2009年6月 同社特殊鋼事業部事業企画管理部長 2012年6月 同社取締役経営企画部長 2015年6月 同社常務執行役員営業生産統括部担当 2016年6月 大同興業株式会社常務取締役原料営業本部長 2018年6月 同社取締役常務執行役員原料営業本部担当 2019年6月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役社長社長執行役員（現任）</p>	6,900株
	取締役候補者とした理由	<p>成瀬真司氏は、大同特殊鋼グループ企業の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営全般における豊富な見識、リーダーシップ等を有しており、代表取締役社長に就任以来、経営全般を適切に管理、統括しております。今後取締役会の意思決定および監督機能を強化し、経営環境の変化に迅速に対応できる体制を推進することを期待し、当社の持続的な成長と企業価値向上を実現するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
2	<p>え ばた たか し 江 幡 貴 司 (1959年8月17日) [再任]</p>	<p>1984年4月 当社入社 2011年6月 当社経営企画部長 2014年6月 当社取締役研究開発部長 2020年6月 当社取締役高機能材料事業部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員高機能材料事業部長（現任） 【担当】経営企画部門、開発部門</p>	4,000株
	取締役候補者とした理由	<p>江幡貴司氏は、長年にわたり当社の生産および産学連携を含めた研究開発に携わり、特殊鋼業界に関する豊富な業務経験およびグループ経営に関する深い知見を有していると判断しております。同氏の豊富な経験と見識は、当社の新製品の開発と事業化を含めた今後の事業展開に必要なであると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	やま もと ひろ ゆき 山本博行 (1961年12月16日) [新任]	1984年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2008年6月 同社鋼材事業部川崎工場長 2012年4月 同社機能材料製品本部ステンレス・高合金事業部星崎工場長 2015年10月 当社複合加工事業部精密加工工場長 2016年6月 当社取締役複合加工事業部長 2021年6月 当社執行役員複合加工事業部長(現任) 2021年6月 東特興業株式会社代表取締役社長(現任) <b>【重要な兼職の状況】</b> 東特興業株式会社代表取締役社長	4,300株
	取締役候補者とした理由	山本博行氏は、大同特殊鋼株式会社および当社の生産における豊富な業務経験および生産技術に関する深い知見を有し、2016年6月より当社取締役、執行役員として当社経営を担っており、取締役として最適な人材であると判断し、新たに選任をお願いするものであります。	
4	いた ばし ひろ あき 板橋弘昭 (1963年5月28日) [再任]	1986年4月 当社入社 2010年6月 当社名古屋営業所長 2016年5月 当社東京営業所長 2018年6月 当社取締役東京営業所長兼名古屋営業所長 2020年3月 当社取締役営業部長 2021年6月 当社取締役執行役員溶鍛鋼材工場長(現任) <b>【担当】</b> 総務経理部門、営業部門	3,100株
	取締役候補者とした理由	板橋弘昭氏は、長年にわたり当社の営業に携わり、特殊鋼業界における営業・販売戦略上の知識・経験を豊富に有し、当社取締役として営業部門、総務人事部門、経理部門を総括するなど当社経営を担っており、取締役として最適な人材であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	うし 牛 込 進 込 進 (1935年8月28日) [再任]	1987年 6 月 東京窯業株式会社代表取締役社長 2004年 6 月 当社社外監査役 2005年 6 月 東京窯業株式会社代表取締役会長（現任） 2006年 6 月 当社社外取締役（現任） <b>【重要な兼職の状況】</b> 東京窯業株式会社代表取締役会長	0株
	社外取締役候補者 としての理由 および期待される 役割の概要	牛込進氏は、長年にわたり東京窯業株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 また、牛込進氏が引き続き社外取締役に選任された場合には、取締役会においては、耐火物関連事業や環境関連製品、窯業機械器具等の製造・販売を行う企業経営者としての専門的知見や、海外を含むグループ子会社を統括してきた見識から助言いただき、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を発揮していただくことを期待しております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 牛込進氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 牛込進氏は、当社発行済株式総数の7.89%を保有する大株主である東京窯業株式会社の代表取締役会長であります。また、当社は東京窯業株式会社と主に試験研究関連において仕入取引がありますが、直近の会計年度におけるその取引額は僅少であります。同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって16年間であります。また、同氏は、当社社外取締役就任前2年間において当社社外監査役でありました。
4. 社外取締役候補者であり、現在、当社の社外取締役である牛込進氏は当社との間で、責任限定契約を締結しております。第3号議案が原案どおり承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合は、社外取締役として、当社との間で責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、新任の候補者である山本博行氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で同内容の補償契約を締結する予定です。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役北浦史朗氏が本総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。なお、監査役候補者の任期は、当社の定款により、退任監査役の任期満了までとなります。監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">せき きみ ひこ 関 公 彦 (1960年11月29日) 【新任】</p>	<p>1984年4月 大同特殊鋼株式会社入社 2009年6月 同社特殊鋼事業部自動車営業部長 2012年4月 同社特殊鋼製品本部特殊鋼棒線事業部長 2013年6月 同社大阪支店長 2015年6月 同社執行役員大阪支店長 2017年4月 同社執行役員ステンレス・軸受ビジネスユニット長 2019年6月 大同興業株式会社取締役常務執行役員鉄鋼営業本部長、大阪支店長（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 大同興業株式会社取締役常務執行役員鉄鋼営業本部長、大阪支店長</p>	0株
<p>社外監査役候補者 とした理由</p>	<p>関公彦氏は、広く鉄鋼業界に精通しており、長年にわたり経営ならびに経営監督業務を担当されてきており、その豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できると判断し、新たに社外監査役候補者としたものであります。</p>	

- (注) 1. 関公彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 関公彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 関公彦氏は、現在および過去10年間に当社の特定関係事業者である大同特殊鋼株式会社および大同興業株式会社の業務執行者であり、過去2年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 第4号議案が原案どおり承認可決され、関公彦氏が監査役に選任された場合は、監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 関公彦氏の選任が承認された場合は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。関公彦氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 関公彦氏は、2022年6月に大同興業株式会社の取締役常務執行役員鉄鋼営業本部長、東京支店長に就任予定です。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<p style="text-align: center;">さ の ひろ ゆき 佐野弘幸 (1961年6月7日)</p>	<p>1984年4月 大同特殊鋼株式会社入社            2012年4月 同社特殊鋼製品本部工具鋼事業部工具鋼営業部長            2014年4月 同社特殊鋼製品本部工具鋼事業部長            2015年6月 同社工具鋼部長            2016年4月 大同興業株式会社入社                      素形材営業副本部長(理事)、素形材営業本部素形材第一部長            2016年6月 同社取締役素形材営業副本部長、素形材営業本部素形材第一部長            2017年4月 同社取締役素形材営業副本部長、素形材営業本部素形材第一部長、東京支店長            2018年6月 同社執行役員素形材営業本部長、名古屋支店長            2020年6月 同社常務執行役員素形材営業本部長、名古屋支店長(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】            大同興業株式会社常務執行役員素形材営業本部長、名古屋支店長</p>	0株
<p>補欠の社外監査役候補者とした理由</p>	<p>佐野弘幸氏は、広く鉄鋼業界に精通しており、その経歴から客観的な視点に基づいた経営の監督とチェック機能を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 佐野弘幸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐野弘幸氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 佐野弘幸氏は現在および過去10年間に当社の特定関係事業者である大同特殊鋼株式会社および大同興業株式会社の業務執行者であり、過去2年間に同社から報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 佐野弘幸氏が監査役に就任した場合は、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する（ただし、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合を除く）補償契約を締結する予定であります。
5. 第5号議案が原案どおり承認可決され、佐野弘幸氏が監査役に就任した場合は、監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項で定める最低限度額の範囲内でその責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、保険会社との間で役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。佐野弘幸氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 佐野弘幸氏は、2022年6月に大同興業株式会社の監査役に就任予定であります。

以 上



(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、世界的な新型コロナウイルスの感染症拡大による経済の停滞から急速に回復してきましたが、半導体不足により回復のペースは鈍化しております。わが国経済については、新型コロナウイルス感染症の抑え込みにより回復の兆しが見られましたが、半導体不足や原材料価格高騰により力強さを欠いております。

特殊鋼業界の主要な需要先である自動車産業においては、半導体を始めとした部品不足により減産が続いております。この自動車産業の減産の影響を受け、特殊鋼業界も生産調整を余儀なくされています。

このような環境の中、当社グループの特殊鋼事業セグメントにつきましては、部品不足が顕在化する前の旺盛な注文を受けて国内外向けの耐熱鋼および磁性材を中心に、販売量は前年実績を上回りました。特に、積極的に設備投資を進めている半導体産業向けの販売が堅調を維持し、特殊鋼事業セグメントの収益を下支えしております。一方で、当該事業セグメントの一部である熱処理事業につきましては、自動車産業の減産と電力費の高騰等により収益性が低下しており、減損損失を計上しております。しかしながら、当該事業セグメント全体では、販売量の増加や原価低減活動の継続により、増収増益となりました。

不動産賃貸事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準まで業績が回復いたしましたが、2022年3月に発生した福島県沖地震で建物や設備が被災し、特別損失を計上しております。

その結果、当連結会計年度における売上高は前連結会計年度比36億9千6百万円増の198億8千3百万円となりました（事業別売上高は下表のとおりであります）。経常利益は前連結会計年度比6億3百万円増の21億4千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比7億2千6百万円増の11億5千4百万円となりました。

また、当社の業績につきましては、売上高は前期比29億7百万円増の161億3千万円となりました。経常利益は前期比2億8千2百万円増の13億4千4百万円、当期純利益は7億9百万円（前期は当期純損失4億6千7百万円）となりました。

## 事業別売上高の推移

事業別	第120期 (2019年3月期)	第121期 (2020年3月期)	第122期 (2021年3月期)	第123期 (2022年3月期)
特殊鋼事業 (百万円)	17,944	17,242	13,981	17,516
不動産賃貸事業 (百万円)	2,283	2,289	2,205	2,366
計 (百万円)	20,228	19,531	16,186	19,883
前期比増減率 (%)	△0.9	△3.4	△17.1	22.8

(注) 記載金額の単位未満は切り捨てて表示しております。

### (2) 資金調達の状況

当連結会計年度中において増資その他特記すべき事項はありません。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において、実施いたしました設備投資等の総額は7億9千万円であります。事業セグメント別の設備投資等は、次のとおりであります。

- 特殊鋼事業 7億9千万円であり、主なものは当社特殊鋼鋼材設備・精密加工設備・熱処理加工設備の増強、更新および能力向上のための改造であります。
- 不動産賃貸事業 実施いたしました設備投資はありません。

### (4) 対処すべき課題

世界的な半導体不足や新型コロナウイルス感染症に起因する部品不足、ロシアによるウクライナ侵攻と世界経済は先読みが困難な状況に陥っております。

さらに、国内特殊鋼業界においては、原料を始めとした各種製造コストの高騰で収益性が低下しており、更なる原価低減の推進や販売価格の適正化など、直面している課題は多くあります。

当社グループの特殊鋼事業におきましては、自動車需要の変動や、先行き不透明な半導体関連需要など、先の読めない環境にあります。組織力を強化し、材料から加工までを行う一貫製造のノウハウを活かした高付加価値製品の市場開発に努めるとともに生産工程におけるコスト削減・自動化・効率化を更に推し進めます。併せて、高騰した製造コストを販売価格へ適正に反映できるようお客様との協議を続け、収益改善を図ってまいります。また、前連結会計年度に立ち上げたプロジェクトにより、磁歪クラッド材の製品開発およびマーケティング活動、拡散接合事業における用途開発を強力に推進し、翌連結会計年度内の製品化を目指します。海外での事業展開につきましては、インド子会社の安定運営に向けた取組みをより強固に進めてまいります。

これらの施策を通じ、グローバルブランドの確立を目指しつつ、良き企業市民としてコンプライアンス、環境保全などに積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 120 期 (2019年3月期)	第 121 期 (2020年3月期)	第 122 期 (2021年3月期)	第 123 期 (2022年3月期)
売上高 (百万円)	20,228	19,531	16,186	19,883
経常利益 (百万円)	2,262	1,998	1,539	2,142
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,606	1,459	427	1,154
1株当たり当期純利益 (円)	213.38	193.88	56.73	153.28
総資産 (百万円)	27,604	28,762	29,786	31,217

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 120 期 (2019年3月期)	第 121 期 (2020年3月期)	第 122 期 (2021年3月期)	第 123 期 (2022年3月期)
売上高 (百万円)	17,071	16,410	13,223	16,130
経常利益 (百万円)	1,512	1,216	1,062	1,344
当期純利益 (百万円)	1,133	935	△467	709
1株当たり当期純利益 (円)	150.51	124.19	△62.14	94.18
総資産 (百万円)	18,174	18,755	18,557	19,361

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. △印は、損失を示します。



(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業別	従業員数	前期比増減数
特殊鋼事業	468 (70) 名	23 (△1) 名
不動産賃貸事業	45 (18)	2 (△3)
合計	513 (88)	25 (△4)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期比増減数
327 (67) 名	10 (△1) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当する事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行済株式の総数（普通株式） 7,528,929株（自己株式21,071株を除く）  
(2) 株主数 840名  
(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 同 特 殊 鋼 株 式 会 社	2,549千株	33.86%
岡 谷 鋼 機 株 式 会 社	752	9.99
ビービーエイチフォーフィデリティロープライズドストックファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	607	8.07
東 京 窯 業 株 式 会 社	594	7.89
光 通 信 株 式 会 社	563	7.49
株 式 会 社 七 十 七 銀 行	300	3.99
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	200	2.66
芝 本 産 業 株 式 会 社	173	2.30
株 式 会 社 エ ス ア イ エ ル	120	1.60
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	113	1.51

(注) 1. 大同特殊鋼株式会社の所有株式のうち、1,794千株は下記の各信託銀行に管理有価証券信託として委託されております。

(株)日本カストディ銀行 370千株 野村信託銀行(株) 370千株  
(株)あおぞら銀行 360千株 みずほ信託銀行(株) 360千株  
三菱UFJ信託銀行(株) 334千株

2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は自己株式21,071株を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 （社長執行役員）	成瀬 真司	
取 締 役 （常務執行役員）	江幡 貴司	経営企画部門、開発部門 高機能材料事業部長（委嘱）
取 締 役 （執行役員）	野仲 博之	生産部門、技術部門 溶鍛鋼材事業部長（委嘱）
取 締 役 （執行役員）	板橋 弘昭	総務経理部門、営業部門 溶鍛鋼材工場長（委嘱）
取 締 役	牛込 進	東京窯業株式会社 代表取締役会長
常勤監査役	藤井 利光	
監 査 役	氏家 照彦	株式会社七十七銀行 代表取締役会長
監 査 役	北浦 史朗	大同興業株式会社 執行役員経営企画部長

- (注) 1. 取締役牛込進氏は、社外取締役であります。
2. 監査役氏家照彦氏および北浦史朗氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、牛込進氏および氏家照彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役藤井利光氏は、品質保証・技術サービス・商品開発部門のマネジメントに携わった経験があり、品質管理システムへの深い造詣もあることから、コンプライアンスやリスクマネジメント、内部監査に関する見識を高い水準で有しております。
5. 監査役氏家照彦氏は、銀行における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役北浦史朗氏は、大同興業株式会社の執行役員経営企画部長であり、幅広い見識を有し、当社の企業経営全般に対して監査を行う知見を有しております。
7. 取締役大橋次雄氏、山本博行氏、尾形仁氏、小林淳二氏は2021年6月25日開催の当社第122期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
8. 監査役秋保博志氏は、2021年6月25日開催の当社第122期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役成瀬真司氏、江幡貴司氏、野仲博之氏、板橋弘昭氏、牛込進氏、監査役藤井利光氏、氏家照彦氏および北浦史朗氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償の要否および範囲等の判断は、原則として社外取締役または外部の弁護士その他の専門家によって構成される補償委員会における審議および承認を要件としております。また、役員等が不正な利益を図り、また会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、情報提供、報告を怠ったまたは遅延した場合、その職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより損害賠償を請求された場合には、補償の対象としないこととしております。

2021年6月25日開催の当社第122期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました監査役秋保博志氏とも、同様の補償契約を締結しております。

なお、補償契約の履行等に関する該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は当社が全額を負担しております。



## (5) 取締役および監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬 (月額報酬)	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	64,994 (2,040)	59,894 (2,040)	5,100 (-)	- (-)	9 (1)
監査役 (うち社外監査役)	16,908 (4,080)	16,908 (4,080)	- (-)	- (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	81,901 (6,120)	76,801 (6,120)	5,100 (-)	- (-)	13 (3)

- (注) 1. 株主総会の決議に基づく取締役の報酬限度額は年額200,000千円、監査役の報酬限度額は年額50,000千円であります。(2010年6月29日開催の第111期定時株主総会決議)当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役1名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役2名)であります。
2. 上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)として41,445千円を支給しております。
3. 取締役会は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視・評価する立場にあることから、代表取締役社長成瀬真司氏に対し、各取締役の職務、会社業績を総合的に勘案して具体的な報酬の額を決定することを一任しております。
4. 当事業年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役1名)、監査役は3名(うち社外監査役2名)であります。上記員数と相違しておりますのは、2021年6月25日開催の当社第122期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役1名が含まれているためであります。
5. 業績連動報酬等にかかる業績指標は前事業年度の経常利益であり、その実績は1,539百万円であります。当該指標を選択した理由は下記②(ハ)に記載のとおりであり、基準額に対し経常利益を指標とした業績係数を乗じ決定しております。

② 取締役の個人別の報酬等についての決定方針

当社の持続的な成長を図り、業績向上に対する健全なインセンティブが機能することを目的とし、当社は2021年3月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

また、当事業年度における取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長が取締役会において必要な説明を行い、代表取締役社長一任の決議を経たうえで、その職責、会社業績への貢献等を総合的に勘案し決定したものであると認められることから、取締役会としては、以下の基本方針に沿うものであると判断しています。

(イ) 基本方針

当社の持続的な成長に向けて健全なインセンティブが機能することを目的として、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえ、第三者が調査した民間企業の役員報酬等の情報を参考に適正な水準とすることを基本方針としております。

(ロ) 取締役の個人別の報酬等の構成

2010年6月29日開催の第111期定時株主総会の決議に基づき、報酬等の限度額である年額200,000千円以内で、社内取締役については役員経験年数を加味した「月額報酬」（固定報酬）と業績向上に対するインセンティブを与えるための「賞与」（業績連動報酬）で構成しております。また、社外取締役については、経営上の意思決定や業務執行についての監視・監督の役割から賞与は支給せず、経験年数を加味した「月額報酬」（固定報酬）としております。

(ハ) 業績連動報酬等に関する方針

企業の営業・財務活動の結果であって、総合的な収益力を示し、業務執行の成果が直接的に反映されることから経常利益を指標としております。

なお、当事業年度を含む経常利益の推移は1. (5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。当社の業績連動報酬は、基準額に対し経常利益を指標とした業績係数を乗じ決定しております。

(ニ) 報酬等の割合に関する方針

当社では、「月額報酬」（固定報酬）と、経常利益を指標とした「賞与」（業績連動報酬）を中心とした「金銭報酬」にて取締役の個人別の報酬等を構成しており、「非金銭報酬」は支給していません。

(ホ) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

「賞与」については、取締役会が賞与支給が適切でないと判断したとき以外は、年1回一定の時期に支給しております。

(ヘ) 報酬等の決定の委任に関する事項

報酬等の決定は、取締役による業務執行を統括し、経営を監視・評価する立場にある代表取締役社長に委任いたします。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役牛込進氏は、東京窯業株式会社の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社と主に試験研究関連において仕入取引がありますが、当事業年度におけるその取引額は僅少であります。
  - ・社外監査役氏家照彦氏は、株式会社七十七銀行の代表取締役会長であり、同社は当社の大株主であります。
  - ・社外監査役北浦史朗氏は大同興業株式会社の執行役員経営企画部長であり、同社と当社とは製品の販売および仕入取引等があります。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 牛込進	当事業年度に開催された取締役会7回全てに出席いたしました。牛込進氏は、社外取締役に就任以降、取締役会においては、耐火物関連事業や環境関連製品、窯業機械器具等の製造・販売を一貫して行う企業の経営者としての専門的知見や、海外を含むグループ子会社を長年統括してきた企業経営者としての豊富な経験から助言を行うなど、経営の監督と取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
社外監査役 氏家照彦	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また監査役会7回の全てに出席いたしました。氏家照彦氏は、金融業界における幅広い見識と長年にわたる銀行経営の経験等の専門的な知見から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、当社の内部統制やコンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役 北浦史朗	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に、また監査役会7回のうち6回に出席いたしました。北浦史朗氏は、鉄鋼業界における幅広く精通した専門的な知見により、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を客観的な視点に基づき行っております。また、監査役会において、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、当社の内部統制やコンプライアンス等について必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当社の会計監査人としての報酬等の額	24,500千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り算定根拠について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるTOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.およびTOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意のもとに会計監査人を解任します。また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。

#### ①内部統制基本方針

当社は会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制を整備し、法令遵守、財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性確保、リスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その改善・充実を図る。

#### ②取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を制定しすべての取締役および使用人に配布するとともに、代表取締役社長が「倫理をもって行動し法令を遵守していくことの重要性」の周知を図る。

また、当社は代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置、リスクマネジメント・コンプライアンス担当役員を選任し、取締役、執行役員、使用人が「東北特殊鋼の行動基準」を遵守するよう啓蒙、監査、改善、是正に努める。リスクマネジメント委員会はコンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

代表取締役社長は監査室を直轄する。監査室は指示に基づき業務執行状況の内部調査を実施し、代表取締役社長に報告する。

#### ③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報は文書または電磁的媒体に記録され「文書管理規程」に従い保存される。当社の取締役、執行役員および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる。

また、保存情報は「情報管理規程」「個人情報取扱管理規程」に基づき適正に管理される。

#### ④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の「リスクマネジメント委員会」は当社および子会社において近い将来予想されるリスクおよび潜在リスクを排除、防止するための審議を行う。突発危機発生時は対外的影響を最小限にするための対応策を協議する。当社は宮城県沖地震や東日本大震災を想定した地震対策を計画的に実行し、生産設備等の耐震性強化を図っている。

また、当社は品質マネジメントを維持・向上させるための「品質会議」、環境負荷低減を果たすための「環境委員会」および使用人の災害防止と健康管理増進のための「安全衛生委員会」を定期的に開催する。

#### ⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役、執行役員および使用人が共有する目標を定め、これに基づく3年度を期間とする中期経営計画を策定する。

取締役会は中期経営計画の具体化として、事業部門別の業績目標と予算を6ヵ月ごとに設定する。

当社は中期経営計画、業績目標を達成するために取締役、執行役員の職務権限と分担を明確に

して、職務の執行が効率的に行われることを確保する。

当社は「取締役会」を3ヵ月に1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の報告を行う。さらに取締役、執行役員が職務の執行の効率性を高めるため、毎月1回「執行役員会」を開催する。経営に関する重要事項等の協議・方針決定については取締役会に先立ち、経営会議で行う。

#### ⑥当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の担当取締役または執行役員は子会社の非常勤取締役に就任し、子会社を監視、監督する。

コンプライアンスについては、当社は子会社に「東北特殊鋼企業倫理憲章」および「東北特殊鋼の行動基準」を配布し、法令遵守意識を周知させるように努める。

当社経営企画部および総務人事部は以下の事項につき「関係会社管理規程」に従って統括管理する。

- (イ) 当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ニ) 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

#### ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。

#### ⑧監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役、執行役員からの独立性に関する事項

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役、執行役員は指揮命令を受けないものとする。

当該使用人の人事異動については監査役の同意を得るものとする。

#### ⑨監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役がその職務を補助すべき使用人が監査役の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査役がその職務を補助するのに必要な時間を監査室長に確保させる。

#### ⑩その他の監査役への報告に関する体制

監査役は業務執行に関する重要な会議に出席することができる。

当社の取締役および使用人は当社の監査役に対して、法定の事項に加え、以下の事項の報告を速やかに行うものとする。

- (イ) 当社および子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある事項
- (ロ) 取締役、執行役員または使用人が法令違反、定款違反をする恐れのある場合
- (ハ) 内部監査の実施状況
- (ニ) 従業員の情報提供・相談窓口（ホットライン）の通報状況

また、子会社の取締役および使用人ならびにこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役

に対して、子会社に関する(イ)～(ニ)に掲げる事項の報告を速やかに行うものとする。監査室は子会社監査の結果報告の際に、子会社の取締役、監査役および使用人から聴取した内容を当社の監査役に報告する。

**⑪ 監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役に通報・報告をした者が監査役に通報・報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

**⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の償還を請求したときは、経営企画部および総務人事部において審議のうえ、その必要が認められない場合を除き、速やかに処理する。

**⑬ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は「監査役会規程」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。

**⑭ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記に掲げた体制の整備をしております。その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

半期に1回、リスクマネジメント委員会を開催し、内部統制システムの運用上、見出された問題点の是正、改善状況ならびに必要な応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。

当事業年度におきましては、グループ内部統制体制の一層の充実に向け、内部監査項目の精査を行うとともに、法令遵守に向けた取り組みとしてハラスメント、独禁法等、当社が重要と位置付ける法規に関する従業員教育をe-learning形式で実施しました。また新入社員教育の一環としてコンプライアンス、内部統制に関する研修を行っております。

実務面では外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理の適正化に向けた関連帳票、運用ルールの見直し、契約書締結に際しての審査の強化を進めました。

防災・安全・環境面についての取り組みも積極的に進めております。法改正への適切な対応を引き続き推進するとともに、公的届出の適切な実施を進めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、業績に裏打ちされた成果の株主還元を基本方針としておりますが、一事業年度において一定の配当性向を保つという考え方ではなく、安定した利益還元を継続していくことを特に重視しております。また、内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいりたいと考えております。



## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,449,178</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,837,462</b>
現金及び預金	5,539,716	支払手形及び買掛金	1,655,298
受取手形	93,095	電子記録債務	321,418
売掛金	3,027,557	未払法人税等	371,179
電子記録債権	1,230,207	賞与引当金	342,125
有価証券	900,235	役員賞与引当金	5,250
商品及び製品	612,427	災害損失引当金	266,000
仕掛品	1,639,716	その他	876,191
原材料及び貯蔵品	1,174,334	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,064,986</b>
その他	232,251	長期預り金	1,846,624
貸倒引当金	△364	修繕引当金	135,420
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,767,910</b>	退職給付に係る負債	77,550
<b>有形固定資産</b>	<b>10,032,638</b>	その他	5,391
建物及び構築物	4,372,795	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,902,448</b>
機械装置及び運搬具	2,010,487	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具器具備品	163,860	<b>株 主 資 本</b>	<b>24,673,229</b>
土地	2,282,432	資本金	827,500
建設仮勘定	1,182,364	資本剰余金	560,993
その他	20,697	利益剰余金	23,303,053
<b>無形固定資産</b>	<b>65,168</b>	自己株式	△18,316
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,670,103</b>	その他の包括利益累計額	641,410
投資有価証券	6,223,889	その他有価証券評価差額金	713,682
従業員長期貸付金	300	為替換算調整勘定	△72,271
繰延税金資産	208,646	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>25,314,639</b>
その他	237,880	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>31,217,088</b>
貸倒引当金	△612		
<b>資 産 合 計</b>	<b>31,217,088</b>		

## 連結損益計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		19,883,109
売上原価		15,985,529
売上総利益		3,897,579
販売費及び一般管理費		1,864,875
営業利益		2,032,703
営業外収益		
受取利息及び配当金	62,178	
為替差益	18,997	
その他	54,800	135,976
営業外費用		
支払手数料	11,002	
その他	14,900	25,903
経常利益		2,142,776
特別利益		
受取保険金	100,000	100,000
特別損失		
減損損失	391,508	
災害による損失	303,851	695,360
税金等調整前当期純利益		1,547,416
法人税、住民税及び事業税	552,681	
法人税等調整額	△159,319	393,361
当期純利益		1,154,055
親会社株主に帰属する当期純利益		1,154,055

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	827,500	560,993	22,314,634	△18,316	23,684,810
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△165,636		△165,636
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,154,055		1,154,055
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	988,418	-	988,418
当 期 末 残 高	827,500	560,993	23,303,053	△18,316	24,673,229

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	602,951	△122,495	480,455	24,165,266
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△165,636
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				1,154,055
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	110,730	50,223	160,954	160,954
連結会計年度中の変動額合計	110,730	50,223	160,954	1,149,373
当 期 末 残 高	713,682	△72,271	641,410	25,314,639

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	東特エステートサービス株式会社 東特興業株式会社 TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd. TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況  
該当事項はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

##### (ロ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、不動産賃貸事業の建物及び構築物については、経済的、機能的な実情を勘案した合理的な耐用年数によっております。

##### (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (A) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
  - (イ) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (ロ) 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - (ハ) 役員賞与引当金  
役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
  - (ニ) 災害損失引当金  
災害による被害の復旧等の支出に備えるため、支出見込額を計上しております。
  - (ホ) 修繕引当金  
賃貸建物等について、将来実施する修繕に係る支出に備えるため、支出見積額を支出の行われる年度に至るまでの期間に配分計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法  
従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑥ 重要な収益及び費用の計上基準  
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(特殊鋼事業)

特殊鋼事業においては、主として特殊鋼鋼材を製造しているほか、機械部品、工具などの加工製品ならびに熱処理加工を行っており、製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売においては、製品を出荷した時点を収益を認識する通常の時点としており、輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。また、代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

### (不動産賃貸事業)

不動産賃貸事業には、不動産の賃貸に付随する施設管理・警備・清掃業務による収益が含まれております。施設管理業務においては、賃貸不動産内のテナントの修繕工事を行っており、工事の完成を履行義務として識別しております。修繕工事はすべてごく短期間で完成する工事であるため、完成時点で収益を認識しております。警備・清掃業務については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、不動産賃貸取引については、リース取引に関する会計基準に従い、賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、本人・代理人の検討の結果、特殊鋼事業に係る取引の一部が代理人取引に該当したため、純額で収益を認識する方法に変更いたしました。また、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高が29,811千円、売上原価が19,649千円、営業外費用が10,162千円それぞれ減少したことで、売上総利益が10,162千円、営業利益が10,162千円それぞれ減少しておりますが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

なお、従来、連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示しております。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形及び無形固定資産	242,057千円
減損損失	391,508千円

- (2) その他の情報

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分別に資産のグルーピングを行っており、資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識の要否判定を実施しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として処理しております。

固定資産の減損損失の認識の要否判定および回収可能価額の算定に用いる将来キャッシュ・フローについては、自動車関連市場の成長や効率化によるコスト抑制等、一定の仮定に基づいて作成しております。また、正味売却価格は、主として外部専門家から入手した不動産鑑定評価を基礎として算定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受けるため、これらの状況が変化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保提供資産

建物	3,221,798千円
上記の担保資産に対する債務	
長期預り金	1,800,000千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 19,598,112千円

- (3) 圧縮記帳

固定資産の取得価額から直接控除した工事負担金および国庫補助金等による圧縮記帳額	
構築物	142,907千円
機械装置	14,491千円
工具器具備品	2,077千円

### 5. 連結損益計算書に関する注記

棚卸資産評価損

通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額96,665千円が売上原価に算入されております。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	7,550,000	—	—	7,550,000

### (2) 自己株式の種類および株式数

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 の株式数(株)
普通株式	21,071	—	—	21,071

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	67,760	9.00	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金
2021年10月28日 取締役会	普通株式	97,876	13.00	2021年9月30日	2021年12月6日	利益剰余金

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定です。

- (イ) 配当金の総額 97,876千円
- (ロ) 1株当たり配当額 13.00円
- (ハ) 基準日 2022年3月31日
- (ニ) 効力発生日 2022年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。



## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、資金を効率的に運用するため、デリバティブが組み込まれた複合金融商品を余資の中で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては与信管理規程に従い、主な取引先の信用状況を毎年把握する体制としています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携等に関連する株式、満期保有目的の債券、投資信託及び金銭信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、格付けの高い商品のみを投資対象とし、定期的に保有銘柄の時価や発行体の財務状況等を把握しモニタリングを行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日です。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券	7,082,739	7,075,551	△7,188
(2) 長 期 預 り 金	(1,846,624)	(1,714,023)	△132,600

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」及び「電子記録債務」については、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額41,385千円)は、市場価格がないため、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

3. 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	800,000	805,772	5,772
	(3) その他	—	—	—
	小 計	800,000	805,772	5,772
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	1,250,000	1,237,040	△12,960
	(3) その他	—	—	—
	小 計	1,250,000	1,237,040	△12,960
合 計		2,050,000	2,042,812	△7,188

- ② その他有価証券における、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取 得 原 価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	637,922	1,535,897	897,974
	(2) 債券	1,480,245	1,645,172	164,927
	(3) その他	—	—	—
	小 計	2,118,168	3,181,070	1,062,902
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	1,387,430	1,351,669	△35,760
	(3) その他	500,000	500,000	—
	小 計	1,887,430	1,851,669	△35,760
合 計		4,005,598	5,032,739	1,027,141

4. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,539,716	—	—	—
受取手形	93,095	—	—	—
売掛金	3,027,557	—	—	—
電子記録債権	1,230,207	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	300,000	1,050,000	200,000	500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	600,000	100,000	—	—
合        計	10,790,577	1,150,000	200,000	500,000

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
株式	973,331	—	—	973,331
債券	—	638,716	100,235	738,951
その他	—	—	—	—
資産計	973,331	638,716	100,235	1,712,283

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は3,320,456千円であります。

## ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	1,003,901	1,038,911	2,042,812
その他	—	—	—	—
資産計	—	1,003,901	1,038,911	2,042,812
長期預り金	—	1,714,023	—	1,714,023
負債計	—	1,714,023	—	1,714,023

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、重要な観察できないインプットを用いて時価を算定している場合はレベル3の時価、それ以外の場合はレベル2の時価に分類しております。

#### 長期預り金

長期預り金の時価は将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 8. 賃貸等不動産に関する注記

#### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、宮城県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設や賃貸住宅等（土地を含む）を所有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、918,276千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

#### (2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			期 末 時 価
期 首 残 高	期 中 増 減 額	期 末 残 高	
4,973,656	△275,961	4,697,694	24,664,432

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
2. 期中増減額の主な内容は、減価償却費（269,646千円）による減少額であります。  
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づき自社で算定した金額、その他の物件については主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

### 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,362円32銭  
(2) 1株当たり当期純利益 153円28銭

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの地域別及び収益認識の時期別の内訳

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	特殊鋼事業	不動産賃貸事業	
地域別			
日本	11,430,639	637,637	12,068,277
アジア	5,643,094	—	5,643,094
ヨーロッパ	25,041	—	25,041
アメリカ	417,738	—	417,738
顧客との契約から生じる収益	17,516,513	637,637	18,154,151
その他の収益	—	1,728,958	1,728,958
外部顧客への売上高	17,516,513	2,366,595	19,883,109
収益認識の時期			
一時点で移転される財	17,516,513	290,562	17,807,075
一定期間にわたり移転されるサービス	—	347,075	347,075
顧客との契約から生じる収益	17,516,513	637,637	18,154,151
その他の収益	—	1,728,958	1,728,958
外部顧客への売上高	17,516,513	2,366,595	19,883,109

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「(4)⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高はありません。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
<b>流 動 資 産</b>		<b>10,421,635</b>	<b>流 動 負 債</b>		<b>2,660,907</b>
現金及び預金		3,073,919	支払手形		1,954
受取手形		87,908	買掛金		1,215,616
電子記録債権		1,193,905	電子記録債務		321,418
掛金		2,521,447	未払金		70,820
有価証券		500,000	未払費用		222,495
商品及び製品		541,253	未払法人税等		268,867
仕掛品		1,469,420	預り金		23,931
原材料及び貯蔵品		1,004,041	前受収益		3,042
前払費用		3,686	賞与引当金		306,324
その他金		26,436	役員賞与引当金		5,100
貸倒引当金		△382	営業外電子記録債務		129,068
<b>固 定 資 産</b>		<b>8,940,107</b>	そ の 他		92,269
<b>有 形 固 定 資 産</b>		<b>4,435,012</b>	<b>固 定 負 債</b>		<b>27,759</b>
建物		484,741	そ の 他		27,759
構築物		41,099			
機械装置		1,693,070	<b>負 債 合 計</b>		<b>2,688,667</b>
車両運搬具		4,194	<b>純 資 産 の 部</b>		
工具器具備品		76,660	<b>株 主 資 本</b>		<b>16,118,158</b>
土地		965,116	資 本 金		<b>827,500</b>
建設仮勘定		1,166,112	資 本 剰 余 金		<b>560,993</b>
その他		4,016	資 本 準 備 金		560,772
<b>無 形 固 定 資 産</b>		<b>53,910</b>	自 己 株 式 処 分 差 益		220
ソフトウェア		39,925	<b>利 益 剰 余 金</b>		<b>14,747,981</b>
その他		13,985	利 益 準 備 金		73,690
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>		<b>4,451,183</b>	そ の 他 利 益 剰 余 金		14,674,291
投資有価証券		2,043,439	土 地 庄 縮 積 立 金		22,198
関係会社株		1,640,607	別 途 積 立 金		10,810,000
出資		593	繰 越 利 益 剰 余 金		3,842,092
長期前払費用		12,103	<b>自 己 株 式</b>		<b>△18,316</b>
従業員長期貸付金		300	評 価 ・ 換 算 差 額 等		<b>554,917</b>
関係会社長期貸付金		574,400	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		<b>554,917</b>
繰延税金資産		139,980	<b>純 資 産 合 計</b>		<b>16,673,075</b>
その他		40,429	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>		<b>19,361,743</b>
貸倒引当金		△670			
<b>資 産 合 計</b>		<b>19,361,743</b>			



## 損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から)  
(2022年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		16,130,993
売 上 原 価		13,316,969
売 上 総 利 益		2,814,023
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,613,358
営 業 利 益		1,200,665
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	95,032	
そ の 他	63,645	158,677
営 業 外 費 用		
そ の 他	15,001	15,001
経 常 利 益		1,344,341
特 別 損 失		
減 損 損 失	391,508	
災 害 に よ る 損 失	8,351	399,860
税 引 前 当 期 純 利 益		944,481
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	377,782	
法 人 税 等 調 整 額	△142,381	235,400
当 期 純 利 益		709,081

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)  
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	自己株式 処分差益	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
					土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	3,298,647	△18,316	15,574,713
事業年度中の変動額									
剰余金の配当							△165,636		△165,636
当期純利益							709,081		709,081
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	543,444	-	543,444
当 期 末 残 高	827,500	560,772	220	73,690	22,198	10,810,000	3,842,092	△18,316	16,118,158

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	448,518	16,023,231
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△165,636
当期純利益		709,081
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	106,399	106,399
事業年度中の変動額合計	106,399	649,844
当 期 末 残 高	554,917	16,673,075

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法によっております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

特殊鋼事業においては、主として特殊鋼鋼材を製造しているほか、機械部品、工具などの加工製品ならびに熱処理加工を行っており、製品を顧客に納入することを履行義務として識別しております。国内販売においては、製品を出荷した時点を収益を認識する通常の時点としており、輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客との契約において約束された対価から、値引き額等を控除した金額で算定しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は営業外費用に計上していた売上割引については、売上高から減額しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高が10,162千円、営業外費用が10,162千円それぞれ減少したことで、売上総利益が10,162千円、営業利益が10,162千円それぞれ減少しておりますが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- |                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額             |           |
| 有形及び無形固定資産                        | 146,000千円 |
| 減損損失                              | 391,508千円 |
| (2) その他の情報                        |           |
| 連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。 |           |

### 4. 貸借対照表に関する注記

- |                                    |             |
|------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                 | 7,851,003千円 |
| (2) 圧縮記帳                           |             |
| 固定資産の取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額    |             |
| 機械装置                               | 14,491千円    |
| 工具器具備品                             | 2,077千円     |
| (3) 保証債務                           |             |
| 次のとおり連結子会社の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。 |             |
| 東特エステートサービス株式会社                    | 1,800,000千円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権債務                 |             |
| 短期金銭債権                             | 501,442千円   |
| 短期金銭債務                             | 337,864千円   |

### 5. 損益計算書に関する注記

- |  |             |
|--|-------------|
| (1) 関係会社との取引高  |             |
| 営業取引による取引高   |             |
| 売上高  | 1,767,468千円 |
| 仕入高  | 3,595,892千円 |
| 営業取引以外の取引高   | 20,366千円    |
| (2) 棚卸資産評価損  |             |
| 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額93,122千円が売上原価に算入されております。 |             |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	21,071	-	-	21,071

## 7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	756,061千円
減損損失	184,602千円
賞与引当金	91,897千円
棚卸資産評価損	57,457千円
その他	60,267千円
繰延税金資産小計	1,150,286千円
評価性引当額	△762,970千円
繰延税金資産合計	387,316千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	237,821千円
土地圧縮積立金	9,513千円
繰延税金負債合計	247,335千円
繰延税金資産の純額	139,980千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.0%
(調整)	
法人税等の税額控除	△5.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.7%
過年度法人税等	1.8%
住民税均等割	0.6%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.9%

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社	大同特殊鋼(株)	名古屋市 東区	37,172 百万円	特殊鋼の 製造・販売	所 有 直接 0.0% 被所有 直接10.0% [23.8%]	製品の販売なら びに製品の 仕入・原材料 の購入 転籍5人	製品の販売	772,825	売掛金 電子記録 債権	76,631
							製品の 仕入・ 原材料の 購入	3,435,813	買掛金	237,363 322,975

(注) 議決権の所有(被所有)割合欄の[ ]内は、管理有価証券信託として、信託銀行に委託されている割合であります。

### (2) 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	東特 エステート サービス(株)	仙台市 太白区	495 百万円	不動産 賃貸	所 有 直接100%	旧長町工場 用地を賃貸 本社工場用地 を賃借等 兼任2人	土地 賃貸収入	502,692	売掛金	—
							土地 賃借料等	71,239	買掛金他	3,717
							債務保証	1,800,000	—	—
子会社	東特興業(株)	仙台市 太白区	10 百万円	商社	所 有 直接100%	製品の販売なら びに製品の 仕入・原材料 の購入等 兼任4人	製品の 販売等	248,156	電子記録 債権他	124,768
							製品の 仕入・ 原材料の 購入等	88,840	買掛金他	5,864
子会社	TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.	タイ王国 チョンブリ県	460百万 タイ・パーツ	特殊鋼 加工製品の 製造・販売	所 有 直接100%	製造設備購入 資金の貸し 付け等 兼任3人	資金の 回収	106,200	関係会社 長期 貸付金	478,400
子会社	TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国 アーンドラ・ プラデシュ州	1,000 百万 インド・ ルピー	特殊鋼鋼材 の製造・ 販売	所 有 直接100%	運転資金の 貸し付け等 兼任2人	資金の 貸付	96,000	関係会社 長期 貸付金	96,000

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係 会社 の子 会社	大同興業(株)	名古屋市中 東区	1,511 百万円	商社	-	製品の販売なら びに製品の仕入・ 原材料、および製 造設備の購入兼 任1人	製品の販売	2,013,919	売掛金	187,760
							製品の仕入・ 原材料の購入	1,393,444	買掛金	224,363
							製造設備 の購入	76,494	-	-

(注) 上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 製品の販売については、市場価格、総原価を勘案して、価格交渉の上、合理的に決定しております。
2. 製品の仕入・原材料および製造設備の購入については、市場価格等を考慮し、価格交渉の上、合理的に決定しております。
3. 東特エステートサービス(株)との土地の賃貸借については、近隣地代を参考にした価格によっております。
4. 東特エステートサービス(株)の預り敷金債務に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. TOHOKU Manufacturing (Thailand) Co.,Ltd.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は3年据置き、一括返済としております。
6. TOHOKU STEEL INDIA PRIVATE LIMITEDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は5年据置き、一括返済としております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,214円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 94円18銭    |

## 10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

東北特殊鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	宮	厚	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成	田	孝	行

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東北特殊鋼株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

東北特殊鋼株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
仙台事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	宮	厚	彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成	田	孝	行

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東北特殊鋼株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法とその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

東北特殊鋼株式会社 監査役会

監査役(常勤) 藤井利光 ㊟

監査役 氏家照彦 ㊟

監査役 北浦史朗 ㊟

(注) 監査役氏家照彦及び監査役北浦史朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



## 定時株主総会会場ご案内図

会場

仙台市青葉区中央一丁目1番1号  
ホテルメトロポリタン仙台 4階 千代  
電話 (022) 268-2525 (代)

交通

JR仙台駅西口より 徒歩1分  
地下鉄仙台駅南6出口より 徒歩1分  
東北自動車道仙台宮城ICより 車で約20分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。